

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会次第

日時：平成28年9月29日(木)

午後1時30分から

場所：佐久市役所 501会議室

1 開 会

2 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」諮問

3 あいさつ

会長

市長

4 会議事項

(1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画
素案について

(2) その他

5 その他

(1) いのちの駅伝

(2) 人権・男女共生フェスティバル

(3) その他

5 閉 会

第三次佐久市部落差別撤廃と 人権擁護に関する総合計画 (素案)

佐 久 市

目次

第1章 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する 総合計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の基本目標・主要施策	2
4 計画期間	2

第2章 分野別人権問題

1 同和問題に関すること	5
(1) 部落差別に関すること	
(2) 生活環境の改善	
(3) 社会福祉の充実	
(4) 産業の振興	
(5) 職業の安定	
(6) 隣保館活動の推進	
(7) 解放子ども会活動の推進	
(8) 部落差別事象への対応	
2 子どもの人権に関すること	13
3 障がい者の人権に関すること	15
4 女性の人権に関すること	16
5 高齢者の人権に関すること	18
6 外国人の人権に関すること	19
7 インターネットによる人権侵害に関すること	20
8 様々な人権問題に関すること	21
北朝鮮当局による拉致問題等、犯罪被害者等の人権、性同一性障害及び 性的指向に関する人権、刑を終えて出所した人の人権、 エイズ患者等・ハンセン病患者等の人権、アイヌの人々の人権、人身取引	

第3章 人権同和教育・啓発の推進

1 就学前における人権同和教育	23
2 学校における人権同和教育	24
3 企業における人権同和教育	25
4 地域における人権同和教育	27

第4章 人権擁護の確立と推進

1 個人情報の保護	28
2 人権侵害の救済と擁護	29
3 人権相談体制の充実	30
4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の 推進体制の強化	31
5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の 期間内達成目標	33

資料

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例
佐久市隣保館条例
佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則
佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿
諮問
答申
佐久市人権啓発推進本部設置規程
佐久市人権同和教育推進協議会要綱
部落解放都市宣言
日本国憲法（抜粋）
世界人権宣言

第1章 総合計画の概要

1 策定の趣旨

佐久市は、全ての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため、平成17年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、「部落解放都市宣言」を行い、平成19年に策定した「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」、平成24年に策定した「第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、各種事業を推進してきました。

その結果、平成27年度に実施した「佐久市人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」（※1）及び「同和地区生活実態調査（以下「生活実態調査」という。）」（※2）では、多くの人権問題に対して関心が高まっているという状況となりました。

しかし、今後の人権教育・啓発のあり方について、「どのようにしても人権侵害はなくなる」、「そっとしておけば差別は自然になくなる」といった人権教育・啓発活動に否定的な回答がある中で、特に「どのようにしても人権侵害はなくなる」の回答が26.1%と、前回調査より8.3ポイント増え、人権教育の難しさが表れる結果となりました。また、情報が氾濫する時代となった現在、インターネットによる^{ひぼう}誹謗・中傷など、依然として様々な人権侵害が発生している現状もあります。

このような状況から、引き続き市民一人ひとりの「人権意識の醸成」を図ることが必要です。

こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、「第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の必要な見直しを行い、あらゆる差別をなくし「人権が尊重される差別のない明るい佐久市」の実現に向け、人権意識の高揚をより効果的に推進するため、第三次の総合計画を策定します。

（※1）佐久市人権問題に関する市民意識調査（回収数586通、回答率58.6%）

平成27年11月に、佐久市居住の18歳以上の男女1,000人を無作為に抽出し、郵送による配布・回収した調査

（※2）同和地区生活実態調査（回収数332世帯、回答率90.2%）

平成27年11月に、佐久市内に在住する全同和地区関係世帯を対象に、各運動団体の協力を得て配布・回収した調査

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「日本国憲法」及び「世界人権宣言」の理念を踏まえ、条例第4条に基づいて、あらゆる差別の撤廃と人権擁護等の施策推進に関する基本的な施策を定めるものです。
- (2) 本計画は、条例の趣旨にのっとり、全ての市民が相互に基本的人権を尊重し合い、あらゆる差別をなくすための施策に協力して取り組むとともに、市及び教育機関・企業・団体・地域等社会全体で取り組んでいくために定めるものです。
- (3) 本計画は、「第一次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」、「第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を引き継ぐものです。
- (4) 本計画は、「第二次佐久市総合計画」に定める人権尊重社会の実現に向け、施策を推進するためのものです。

3 計画の基本目標・主要施策

この計画に沿って諸施策を実施することにより、市民生活の安定と市民福祉の向上を図るとともに、人権教育・人権啓発の活動を通じ、あらゆる差別の解消に対する意識の高揚を図り、人権を尊重する明るいまちづくりを目指します。

基本目標	主要施策
人権尊重社会の実現	人権意識の高揚 人権教育の推進

4 計画期間

この計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行い、毎年、進捗状況について管理していきます。

第2章 分野別人権問題

1 同和問題に関すること

※ 各種事業については、全て佐久市全体で実施されるものです。

(1) 部落差別に関すること

現 状 と 課 題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低位におかれることを強いられ、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題であり、今なお差別事象が発生しています。

市民意識調査によると、「関心がある人権問題」の質問に対する回答では、「同和問題」が17.9%と前回調査より4.2ポイント減少しています。

また、「同和問題が解消されている社会だと思うか」の質問に対する回答の中で、「思わない」の理由としては、「結婚問題で周囲が反対すること」が71.9%、「身元を調査すること」が52.9%と上位を占めています。

さらに、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること」が19.3%であることから、結婚差別やインターネット上などの差別が表面化しにくい内実をかかえ、現在も深刻な課題として残されています。

また、「同和地区生活実態調査（以下「生活実態調査」という。）」によると、「どのような場面で差別を受け（出会い）ましたか」の質問に対し、26.4%の人が「結婚の際」と答えています。若い世代でも割合が高く、結婚差別が同和問題の解決における重要な課題となっています。

結婚するときの差別・反対の内容については、前回調査と比較すると、「親戚が反対した」が37.7%の23.8ポイント減となりましたが、「親兄弟が反対した」は、9.1ポイント増の60.4%、「知人が反対した」も2.4ポイント増の7.5%、「相手から冷たくされた」も4.9ポイント増の7.5%とそれぞれ増えており、結婚差別が身近なところで未だに根強く残っています。

関心が低くなることによる表面的な課題の解決だけでなく、根本的な差別の撤廃に向けた人権教育・啓発活動が必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 29. 31. 32. 52から70頁参照）

（別冊「生活実態調査」 72. 73頁参照）

今後の施策

- 1 同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・職場・運動団体等が連携し、同和問題の解決を図ります。
- 2 同和問題を重要な人権問題と捉え、市民が正しい理解と人権感覚を高め、全ての人の基本的人権を尊重するため、啓発活動の推進と人権意識の高揚を図ります。
- 3 当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことのできる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所などで各種教室や研修会等を開催し、人権のまちづくりの推進を図ります。

(2) 生活環境の改善

現 状 と 課 題

生活実態調査によると、住居についての質問に対し、「持家（家だけ・土地も家も）」が前回調査と比べて71.0％に増加している中、25.6％の人は、「厚生住宅・市営住宅」と回答し、「民間借家（アパートなど）」は、わずか2.4％で、県調査と比較しても、ほぼ同じ持家率となっています。

現在住んでいる住宅で困っていることについての質問に対し、61.3％の人が「古くて傷んでいる」「便所、風呂、台所などの設備が不十分」と回答し、前回調査より減少した。

しかし、住宅の築年数は、「築25年以上」が80.8％と、市の48.9％と比べると3割以上老朽化が進んでいるため、今後、建て替えやリフォームが必要になる建物が増加すると考えられます。

また、「まわりの環境について、感じていることがありますか」の質問に対する回答では「道路舗装、幅、条件が悪い」が、17.4％と前回調査と同様に上位となっています。

水洗化（使用）率についての質問では、59.0％の人が「されている」と答えており、前回調査と比べて増加していますが、市の水洗化（使用）率92.6％（平成28年3月現在）に比べると、低い状況にあります。

持家率は、ほぼ同じ数値でありましたが、築年数・水洗化（使用）率については、同和地区内と同和地区外で大きな差があることがわかりました。

今後も、生活環境の改善に向けた施策を、計画的に図る必要があります。

（別冊「生活実態調査」 13. 75. 76頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路等の改良を図ります。
- 2 佐久市環境基本計画に基づき、生活排水事業は、快適な生活環境づくりと、公共用水域の水質保全をさらに図ります。
- 3 厚生住宅については、払下げを推進します。

(3) 社会福祉の充実

現 状 と 課 題

生活実態調査によると、健康状態の質問では、「弱い方である・病気がち・寝たきり」と回答した人の中で、「病気の種類は何ですか」の質問では、42.2%の人が「高血圧」と回答し、前回と比べて増加傾向にあります。特に高齢になるに従ってその傾向が見られ、70歳以上になると56.0%の人が「高血圧」の心配に悩まされていることがうかがえます。

就労に関する質問では、「働けない事情がある、働きたいと思わない」と回答した人の中で、19.4%の人が「健康がすぐれない」と回答し、年齢別で見ると、働き盛りである20歳代から40歳代の人に多く見られることから、健康診断等の健康管理や健康相談等の充実が望まれます。

また、「（障がいがある方・寝たきりの方に）介護に携わっている方は誰ですか」の質問では、前回調査と同じく「家族」が介護の中心であることがわかります。

さらに「施設」が前回調査より増加傾向にあり、背景には施設の充実や介護サービスの向上などが挙げられます。

高齢化の進展により、介護がさらに課題となってくることが考えられます。

今後も、保健・医療・福祉に関する様々なニーズに対応し、生活水準の向上をめざす総合的な地域福祉施策を推進していく必要があります。

（別冊「生活実態調査」 77頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健（検）診を積極的に受診できるよう保健補導員等を通じた啓発活動を推進します。
- 2 日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、関係機関と連携しながら健康教室や健康相談などの事業を積極的に推進します。

(4) 産業の振興

現 状 と 課 題

国内では、人口減少社会、少子高齢化社会が進行しています。

さらに、規制緩和、民営化政策が地域間の格差、また、地域社会の構成員である個人の所得、生活レベルの格差を拡大させ、いわゆる「格差社会」が顕著になっています。

生活実態調査によると、「世帯の収入の割合」の質問の回答では、「農林業収入」は、2.7%（前回6.2%）、「農林業以外の事業収入」は、1.5%（前回15.4%）と大幅に減少しています。

また、「農家（農業収入を得ている）ですか」の質問に対する回答では、「専業農家」が1.8%（前回2.3%）と前回調査よりも減少し、「農家でない」が80.2%と農業離れが進んでいます。

このように減少する中、農業、産業に関して、活性化を図っていく必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 「佐久市中小企業振興資金融資制度」による経営支援、また「佐久市商工業振興事業補助金」による、まちおこし等の事業の支援について、ホームページ等を活用し周知していきます。
- 2 「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図っていきます。

(5) 職業の安定

現 状 と 課 題

日本経済は、緩やかな回復基調が続いているとされているものの、佐久市においては、景気回復の実感が十分にされているとは言い難い状況にあります。

生活実態調査によると、就労に関する質問では、55.7%の人が現在「働いている」と答えており、前回調査と比べ、わずかに増加しています。佐久市の就業率（15歳以上）と比較すると、ほぼ同じ就業率となっています。

男女別では、男性が前回調査より4.3ポイントの増加に対し、女性は1.5ポイントしか増加していません。これは、「働けない事情がある、働きたいと思わない」という人への調査で、「老人や病人の世話のため」「家事・育児が忙しい」の回答が女性に多く見られ、女性の就業状況に影響していると思われます。

このような状況から、働けない事情がある人の就業相談等に対応していく必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 企業や関係機関と連携し、雇用に関する補助金等の支援について、ホームページ等を活用し周知していきます。
- 2 就職・就労につながるようハローワーク等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(6) 隣保館活動の推進

現 状 と 課 題

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としています。

佐久市には、中央隣保館、臼田人権文化センター、浅科人権文化センター、望月人権文化センターが設置されており、地域住民の生活文化の向上と、人権意識の高揚、住民福祉の向上に努めてきました。

今後、ますます総合的な生活相談ニーズが増え、多様化する傾向にあることから、活動の充実を図る必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 地域住民の福祉向上、人権教育・啓発活動、地域住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。
- 2 中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動など、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティー施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権問題の速やかな解決に努めます。

(7) 解放子ども会活動の推進

現 状 と 課 題

佐久市では、小・中学校の児童生徒等が、「差別に負けない、あらゆる差別をなくし、人権を尊重し、部落完全解放」を目指して活動している解放子ども会があります。

解放子ども会は、基礎学力を高め自立心を育み、豊かな教養と広い視野で物事を考え、判断し部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する力をつけていくことを目的とし、小・中学校の教職員や地域の先輩・ボランティア等、多くの方々に支えられ活動しています。

現在の活動している解放子ども会の会員が、今後も活発に活動し、あらゆる差別に対応できる次世代の担い手として成長が図られるよう、関係機関と協力し活動を推進していく必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 行政・学校・運動団体・解放子ども会指導委員会等がともに連携し、子ども会の円滑な運営と活動の推進に努めます。
- 2 解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目的に向かい、活発に活動できるよう解放子ども会運営委員会及び運動団体、保護者、教職員と連携し会の運営に取り組みます。

(8) 部落差別事象への対応

現 状 と 課 題

差別事象は、悪質な差別文書やインターネットによる差別的な書き込み、公の施設での差別発言等が現在も発生しています。

佐久市においても、不動産鑑定事務所の土地差別調査事件や学校における生徒の賤^{せん}称語使用による差別事象、また、福祉施設職員による差別発言事件が発生しています。

地域における人権同和教育講座や学校における人権同和教育の取り組みの中、差別事象が後を絶たない現状があります。

今 後 の 施 策

- 1 差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経緯やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。
- 2 運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。

グラフ、写真等

(予定)

2 子どもの人権に関すること

現 状 と 課 題

子どもの人権については、国際条約や様々な国内法令において基本原理及び理念が示され、人権の尊重とともにその心身にわたる福祉の保障及び増進が求められています。いじめや児童への虐待など、学校や家庭において様々な人権問題が生じています。

市民意識調査によると、「関心がある人権問題」の質問に対する回答では、「子どもの人権」は、2番目に関心が高く、「子どもの人権が尊重されている社会だと思うか」の質問では、「思わない」が60.2%となっています。

「思わない」の理由としては、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」が80.2%、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずし」が66.0%と前回調査と同様に上位2項目に集中しました。いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものという認識のもと、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、国、長野県、佐久市のいじめ防止基本方針を踏まえて各学校が策定した基本方針に基づき、学校、家庭、関係機関が連携して、様々な取り組みをしてきましたが、社会の変化とともに子どもの人権問題が深刻化する中で、現在も重要な課題となっています。

今後も、平成元年11月に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」（いわゆる「子どもの権利条約」）及び「佐久市教育振興基本計画」（※1）に基づき、教育委員会や児童相談所など関係機関とも連携し、子どもたち一人ひとりの人権尊重に向け、学校、家庭、地域が一体となった取組が必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 14. 16. 17頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障される社会の形成や子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。
- 2 家庭・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取り組みに努めます。
- 3 児童生徒及びその家族が安心して相談できる体制づくりを進めるため、「個」を大切にする学校の指導体制の充実と、電話相談等によるスクールメンタルアドバイザー（※2）との連携を図り相談事業の充実に努めます。
- 4 いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。

- 5 不登校等については、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための適切な情報提供を行い、家庭を側面から支援する体制づくりを推進します。
- 6 いじめと不登校は互いに関連している問題であるので、スクールメンタルアドバイザー、佐久市不登校等対策連絡協議会（※3）などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員（主任児童委員連絡会）等関係する諸機関と情報交換を行い、早期発見・早期対応に努めるとともに、地域全体でいじめ及び不登校等をなくす指導体制づくりを推進します。
- 7 子どもの人権の視点のもと、児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域や保育所・幼稚園・学校・児童相談所・医療機関等の連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の高揚を推進します。

（※1）佐久市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく、佐久市の教育の振興のための基本的な計画

（※2）スクールメンタルアドバイザー

教員や保護者などから児童・生徒の不登校・いじめ及び学校内の諸問題相談を受けている（平成4年度から佐久市教育委員会が配置）。

（※3）佐久市不登校等対策連絡協議会

いじめや不登校等の問題の実態把握と総合的な対策を検討するため、教育関係者、医師、保育士等により組織され、不登校問題改善への提言や事例集「こんな明るさが見られた！」の作成、公開などを行っている。

3 障がい者の人権に関すること

現 状 と 課 題

障がいのある人は、障がい者への偏見、発生原因や症状についての理解不足から、様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被り、自立と社会参加が阻まれることが多く発生しています。

市民意識調査によると、「関心がある人権問題」の質問に対する回答では、「障がいのある人の人権」は44.4%と最も関心が高く、前回調査より12.8ポイント増加しています。

また、「障がいがある人の人権が尊重されている社会だと思うか」の質問に対する回答の中で、「思わない」の理由としては、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が上位を占め、障がい者に対する不当な差別的取扱いを解消することが課題となっています。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）では、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない等を規定しています。

佐久市においても、行政機関・事業者・地域が一体となり、社会の全ての人々が障がいのある人に対して十分に理解し、配慮していくことが必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 24. 26. 27. 69. 70頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2 家庭・地域・関係機関と行政が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや啓発活動を推進します。
- 3 障がい者の権利利益の擁護のため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。

「障がい」という表記について

「障害」の「害」の字は、「有害」「被害」などの否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられるため、本計画では、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則として、「障がい」と表記しています。

4 女性の人権に関すること

現 状 と 課 題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記され、法制度上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。

しかし、現実には女性の就業環境、家事・育児・介護の負担、「セクシュアル・ハラスメント（※1）」、「ドメスティック・バイオレンス（DV）（※2）」など、様々な問題があり、今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っています。

市民意識調査によると、「女性の人権が尊重されている社会だと思うか」の質問に対する回答では、「思わない」が54.9%で、そのうち、女性は61.4%となっています。

「思わない」理由としては、「女性が仕事を続けにくい社会環境」、「職場における差別待遇」が上位を占め、「セクシュアル・ハラスメント」が前回調査よりも大きく伸び、「マタニティ・ハラスメント（※3）」が新たな課題として注目されます。

女性も男性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会に向けて、今後も、男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンス（DV）や各種ハラスメントの防止など、女性の人権尊重のための人権教育・啓発活動の強化が必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 9. 11. 12. 69. 70頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 男女間のあらゆる暴力（DV）の予防、早期発見のための啓発推進と被害者支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 2 男女が責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進するため、「第3次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校等のあらゆる場において、意識啓発を推進します。

(※1) セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

職場・学校などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指す。職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる。

(※2) ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった者）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。内閣府は、人によって異なった意味に受け取られる恐れがあるため、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」という言葉は正式には使用していないが、この計画においては、上記の意味を指す言葉として使用している。

(※3) マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことを指す。妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働基準法に違反する場合も多い。

5 高齢者の人権に関すること

現 状 と 課 題

高齢化社会が進行し、佐久市の高齢化率（※1）は、平成28年4月1日現在、28.7%に達しています。このような中、寝たきりや認知症の高齢者が急増し、また核家族化による家族の介護力の変化などによって、高齢者介護は老後の不安要因のひとつとなっています。振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法の被害、介護放棄、身体的・心理的虐待等の問題も発生し深刻な課題となっています。

市民意識調査によると、「高齢者の人権が尊重されている社会だと思うか」の質問に対する回答では、「思わない」が57.2%で、前回調査より減少しています。

「思わない」理由としては、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が61.5%、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」が61.2%と並び、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること」が34.3%と続いています。

このような状況から、高齢者の人権について認識を深め、市民一人ひとりが健康で生きがいのある長寿社会を確立し、人権が尊重される明るい地域社会づくりが必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 19. 21. 22頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画」の事業を推進します。
- 2 高齢者の社会参加や社会に貢献する機会を推進するため、関係機関等と連携し、生涯学習、地域活動やスポーツ、レクリエーション活動の参加を支援します。
- 3 高齢者大学などの生涯学習機会を提供し、高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援します。
- 4 高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護の推進を図ります。

（※1）長野県内市町村別佐久市の高齢化率

平成28年4月1日現在の推計では、佐久市の高齢化率は、長野県内77市町村中67位、19市中15位となっています。

（長野県ホームページ 長野県情報政策課 毎月人口移動調査より引用）

6 外国人の人権に関すること

現 状 と 課 題

日本には、国際化の進展に伴い、様々な国の人が生活しています。

佐久市においても、様々な目的により、多くの外国籍の人々が暮らしていますが、言語や文化・生活習慣の違いから生じる誤解や偏見によるヘイトスピーチ（※1）などの差別につながるケースがあります。

市民意識調査によると、「外国人の人権が尊重されている社会だと思うか」の質問に対する回答で、「思う」が49.3%で、「思わない」の47.4%を上回りました。

前回調査よりも「思う」が13.2ポイント増加していることから、外国人への人権尊重が進んだと考えられます。

しかし、「思わない」の理由としては、「地域社会での受け入れが十分でないこと」が58.6%と半分以上であることから、多文化共生できるような地域社会づくりが課題となっています。

このような状況から、外国人に対する偏見や差別を解消し、多文化共生できるような地域社会づくりを目指して、正しい理解を深めるための人権教育・啓発活動が必要です。

（別冊「市民意識調査」 6. 34. 36. 37. 69. 70頁参照）

今 後 の 施 策

- 1 国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。
- 2 関係機関等と連携し、市内案内表示等の外国語併記、外国語による情報提供を推進します。
- 3 海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。

（※1）ヘイトスピーチ

特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことを言う。国内では、在日韓国・朝鮮人に向けて街頭活動が繰り返され問題となり、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ規制法」）が施行された。

7 インターネットによる人権侵害に関すること

現 状 と 課 題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

市民意識調査によると、「関心がある人権問題」の質問に対する回答では、「インターネットによる人権侵害」が34.3%と、前回調査よりも16.0ポイント増加しています。

また、「ここ1、2年の間で、インターネットを悪用した人権侵害事例を、見聞きしたことがありますか」の質問に対する回答では、「女性を誹謗・中傷する表現の揭示」、^{ひぼう}「障がい者を誹謗・中傷する表現の揭示」、^{ひぼう}「外国人を誹謗・中傷する表現の揭示」が増加しており、子どもの人権が尊重されている社会だと「思わない」理由としても「インターネットを使ってのいじめ」が増加していることから、インターネットによる人権侵害は、各人権問題に共通した課題となっています。

このような状況から、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発活動が必要です。

(別冊「市民意識調査」 6.69.70頁参照)

今 後 の 施 策

- 1 様々な学習、研修会等を通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。
- 2 インターネットを介した人権問題が発生した場合、関係機関等と連携し適切に対処をします。

8 様々な人権問題に関すること

現 状 と 課 題

(1) 北朝鮮当局による拉致問題等

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。拉致問題は国民的問題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(2) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。

その対策として、平成16年12月には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法に基づき、平成17年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、国民の理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

(3) 性同一性障害者及び性的指向に関する人権

性同一性障害者（身体的な性と心の性が一致しない者）や性的指向に関して少数派（同性愛、両性愛）の人々への根強い偏見があり、平成16年7月に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」によって、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

「LGBT」について

性同一性障害及び性的指向に関して、いわゆる「LGBT」などと呼ばれることがありますが、それらは、一般的に次のことを指しています。

L：女性の同性愛者（Lesbian、レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay、ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual、バイセクシュアル）

T：性同一性障害（Transgender、トランスジェンダー）

(4) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

(5) エイズ患者及び HIV（エイズウイルス）感染者・ハンセン病患者（回復者）の人権

エイズ患者及び HIV（エイズウイルス）感染者、ハンセン病患者（回復者）等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

HIV（エイズウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、早期治療により後遺症も残りません。

患者・回復者の方々などが偏見や差別に苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

(6) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあり、また、就職や結婚などにおいて、偏見や差別が依然として存在しているため、アイヌの人々に対する理解を深める必要があります。

(7) 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

今後の施策

様々な人権問題に関して、関係機関等と連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進します。

第3章 人権同和教育・啓発の推進

1 就学前における人権同和教育

現 状 と 課 題

市内の保育所・幼稚園においては、就学前の子どもに対し、日々の生活や遊びの中で、生命の大切さや友だちを思いやる心を育んでいます。

保護者をはじめ、身近にいる大人は、子どもの成長に大きな影響を与えます。

このため、家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となった、知識の普及と人権意識の高揚を図る必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 保育所・幼稚園においては、保護者等を対象に、人権同和教育問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。
- 2 家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」を育てます。

保育園等での
人権教育・啓発の様子（写真）

2 学校における人権同和教育

現 状 と 課 題

市内の各学校において、人権教育強調旬間を設け、児童生徒を対象とした人権講話等を実施し、人権教育の重点的な指導を行い、人権同和教育副読本「あけぼの」を配布し活用するなど、学校・学級の実態に応じた内容を扱いながら児童生徒の人権意識の高揚を図ってきました。

また、教職員全員を対象とした「教職員人権同和教育研修会」（※1）や「新任・転入教職員研修会」（※2）などの研修会及び各学校での人権同和教育の実践発表の実施をはじめ、保護者を対象とした講演会及び研修会を実施することで、生徒児童だけでなく、学校全体として、人権同和教育を推進してきました。

しかし、核家族化や人間関係の希薄化などにより、家庭・地域の教育力が低下し、様々な差別や偏見、虐待、いじめなど人権に係る多くの問題が発生しています。

全ての児童生徒が、お互いの人権を尊重し、よりよく生きる社会の実現のため、家庭・学校・地域が連携し、また、小学校・中学校・高等学校とも連携した人権教育の推進が必要です。

今 後 の 施 策

- 1 人権同和教育の効果が一時的なものとならないように、児童生徒の状況を把握しながら、全ての学校教育活動を通じた指導や副読本の継続的な活用を推進します。
- 2 教職員においては、社会的立場を自覚し、人権同和教育問題を自らの課題として捉え、人権同和教育問題に対しての認識を深め、指導力や資質の向上に努めます。
- 3 人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修機会を拡充するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発活動を推進します。

（※1）教職員人権同和教育研修会

教職員全員を対象とした研修会。講演のほかに、代表校による同和教育実践発表を実施している。

（※2）新任・転入教職員人権同和教育研修会

人権同和教育を受けていない教職員への研修の場として、新任教職員及び市外からの転入教職員を対象とし、平成25年度より実施している。

3 企業における人権同和教育

現 状 と 課 題

日本では、憲法で職業選択の自由を保障していますが、昭和50年に「部落地名総鑑事件」(※1)が発生しました。同和地区の所在などを記載した差別図書が出版され、多数の企業がこれを購入し、同和地区出身の人々の就職の機会が奪われていたことが判明しました。

その後、企業の社会的責任が重視され、人権が企業活動を含めたあらゆる活動の国際基準「ISO26000」(※2)とされるようになり、企業においては、公正な採用選考、配置・昇進や障がいのある人の雇用推進などとともに人権啓発のための運営体制の構築などが大切になっています。

佐久市では、平成17年に発足した「佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会」(※3)を中心に、職場からあらゆる差別をなくし、労働強制等の不当な待遇や公正な採用選考と就職差別、パワーハラスメント(※4)などのない働きやすい職場づくりを推進するため、企業に対する学習会・研修会を開催し、また、人権に関する周知活動など、企業における人権教育・啓発活動を進めています。

しかし、企業の参加数もまだまだ少ない状況が見られ、各企業内における人権教育・啓発活動が、十分とは言えない状況もあることから、一層の取組強化が必要です。

今 後 の 施 策

- 1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取り組みを促進します。
- 2 人権啓発資料の配布やビデオ等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。
- 3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権教育・啓発活動の推進を図ります。

(※1) 部落地名総鑑事件

昭和50年12月、「人事極秘・部落地名総鑑」等の差別図書の存在が明るみに出た。同和地区の新旧地名、所在地、世帯数、職業などを載せたもので、国によって回収された結果、分かっただけでも全国で約200社が購入しており、これを利用して同和地区出身者を不採用にしていた企業や結婚に際して身元調査をしていた人もいた。

平成27年にも、復刻版として書籍が出版されそうになり、また、電子データ版の部落地名総鑑も発見されている。

こうした本は、同和地区の人々の就職や結婚の機会を妨げるなど、様々な差別を拡大する極めて悪質なものである。

(※2) 国際標準化機構（ISO）

企業や公共・民間団体など、組織が社会の一員として、社会に果たすべき役割と社会的責任に関する国際規格。ISO26000では、説明責任や人権の尊重などの原則を挙げている。

(※3) 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会

平成17年に発足し、平成28年4月1日現在、140社の加盟があり、職場からあらゆる差別をなくし、使用者による労働強制等の不当な待遇のない働きやすい職場づくりを推進している。

(※4) パワー・ハラスメント（パワハラ）

閉鎖的な環境において立場や権力や階級といった上下関係を利用し、本来業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることを指す。本人の意志に反する事を強要すること。

企業人権の 人権教育・啓発の様子（写真）

4 地域における人権同和教育

現 状 と 課 題

佐久市では、人権尊重社会を目指し、部落差別をはじめあらゆる差別に対して、市民の正しい理解と認識を培うためにあらゆる機会を捉えて、人権尊重についての教育・啓発に努めてきました。

しかし、市民意識調査において、「今後の人権教育・啓発のあり方について、あなたが重要だと考えるのは、どのようなことですか」という質問に対し、「どのようにしても人権侵害はなくなる」、「そっとしておけば差別は自然になくなる」といった人権教育・啓発活動に否定的な回答がある中で、特に「どのようにしても人権侵害はなくなる」の回答が26.1%と、前回調査より8.3ポイント増え、人権教育の難しさが表れる結果となりました。

差別は日本社会の慣行の中や身近にも様々な形で存在しており、“寝た子を起こすな”などの「問題を口に出さず、そっとしておけば差別はなくなる」という考え方では、差別の解消につながらないばかりか、人権意識を自覚することもなく、かえって差別を招くことにもなります。未だ根深く残されている不合理や偏見を取り除くことを、自らの課題として捉え直し、市民一人ひとりが何をすべきかを考え、行動に移していくことが大切です。

このような状況から、学校・企業だけでなく、地域ごとの人権課題を把握し、地域拠点施設等を利用した学習機会を設けることにより、地域社会として、あらゆる人権問題について学べる、実践的な人権教育・啓発活動を進めながら、意識の変革を行っていく必要があります。

今 後 の 施 策

- 1 市民一人ひとりが人権同和問題を正しく理解するため、人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。
- 2 人権週間の取り組みをはじめ、様々な人権に関わる知識や情報の周知に努めます。
- 3 人権侵害は正しい学習と理解により、無くすることが出来ることを自覚し、人権侵害を無くしていくための学習機会を提供します。

第4章 人権擁護の確立と推進

1 個人情報の保護

人権侵害につながる「身元調査・部落問い合わせ電話」や「戸籍謄本抄本等不正取得事件」などにみられるように、差別的な身元調査が行われる現状の中、平成20年戸籍法において「個人に関する情報を保護する観点」から法律の一部が改正され「本人確認」が必要となり、戸籍の請求の際には、全ての請求者に対し写真付き証明書等による本人確認が実施されています。

佐久市では、本人が知らないところでの第三者による住民票等の不正請求及び不正取得の抑止及び防止を図るため、平成26年4月より「本人通知制度・本人告知制度」が実施されています。

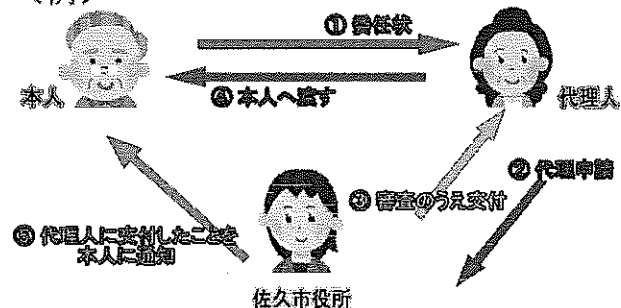
今後も、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努め、人権侵害につながる身元調査・問い合わせ等に対する的確な対応ができるよう、職員の資質の向上に努めます。

(1) 本人通知制度について

本人通知制度は、佐久市に住所のある方の住民票の写しや佐久市に本籍のある方の戸籍謄抄本等を本人の委任状により、代理人に交付した場合に、その交付した事実を本人にお知らせする制度です。

本人通知制度

<例>



(2) 本人告知制度について

本人告知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合に、不正に取得された事実をお知らせする制度です。

本人告知制度

<例>



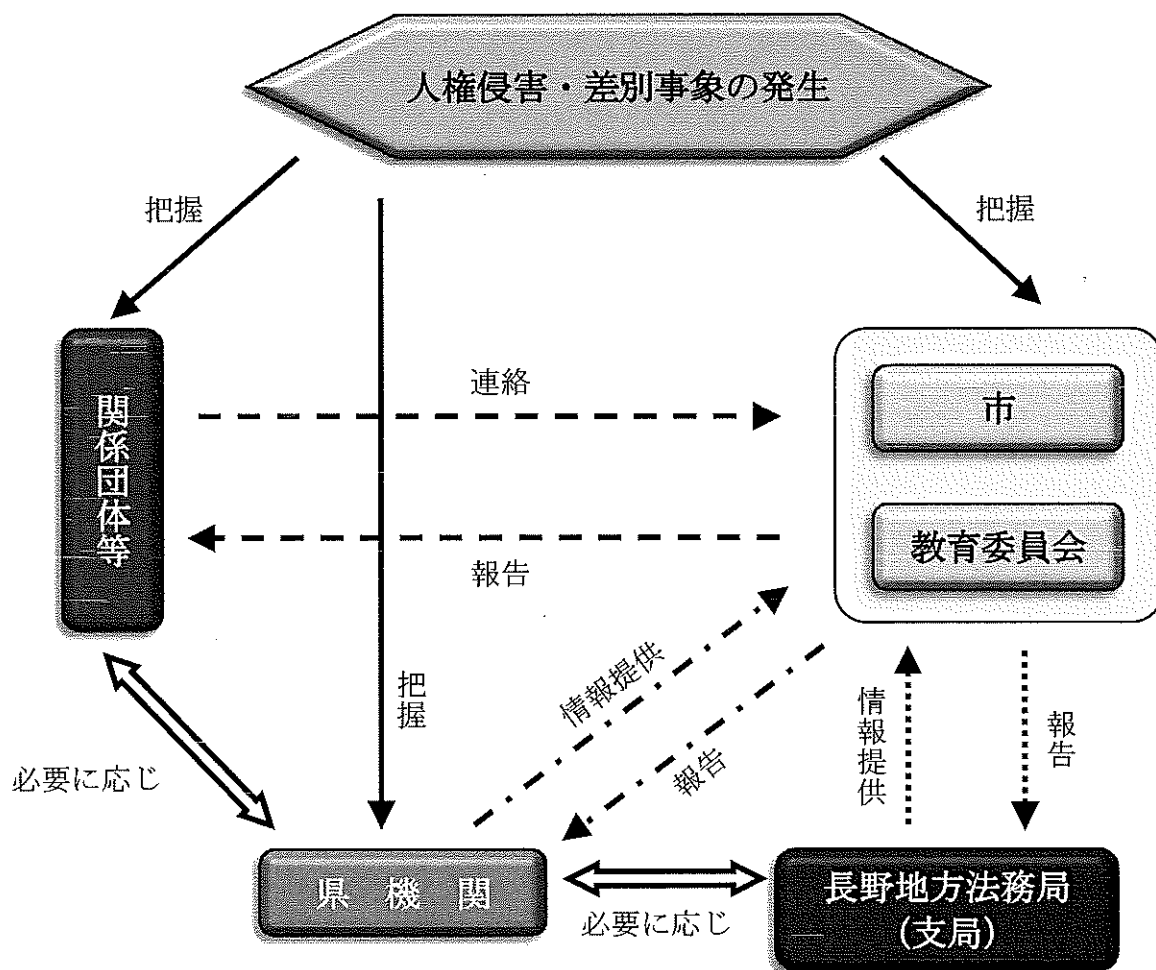
2 人権侵害の救済と擁護

市民意識調査では、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」が30.0%となりました。

また、インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

このような状況に対して、人権侵害の事実関係の調査や被害の救済等を含め、迅速かつ有効な対応を図るため、各関係機関と連携し、人権教育・啓発活動を推進するとともに、差別を受けた人への救済対策と人権擁護に努めます。

人権侵害・差別事象発生報告等経路

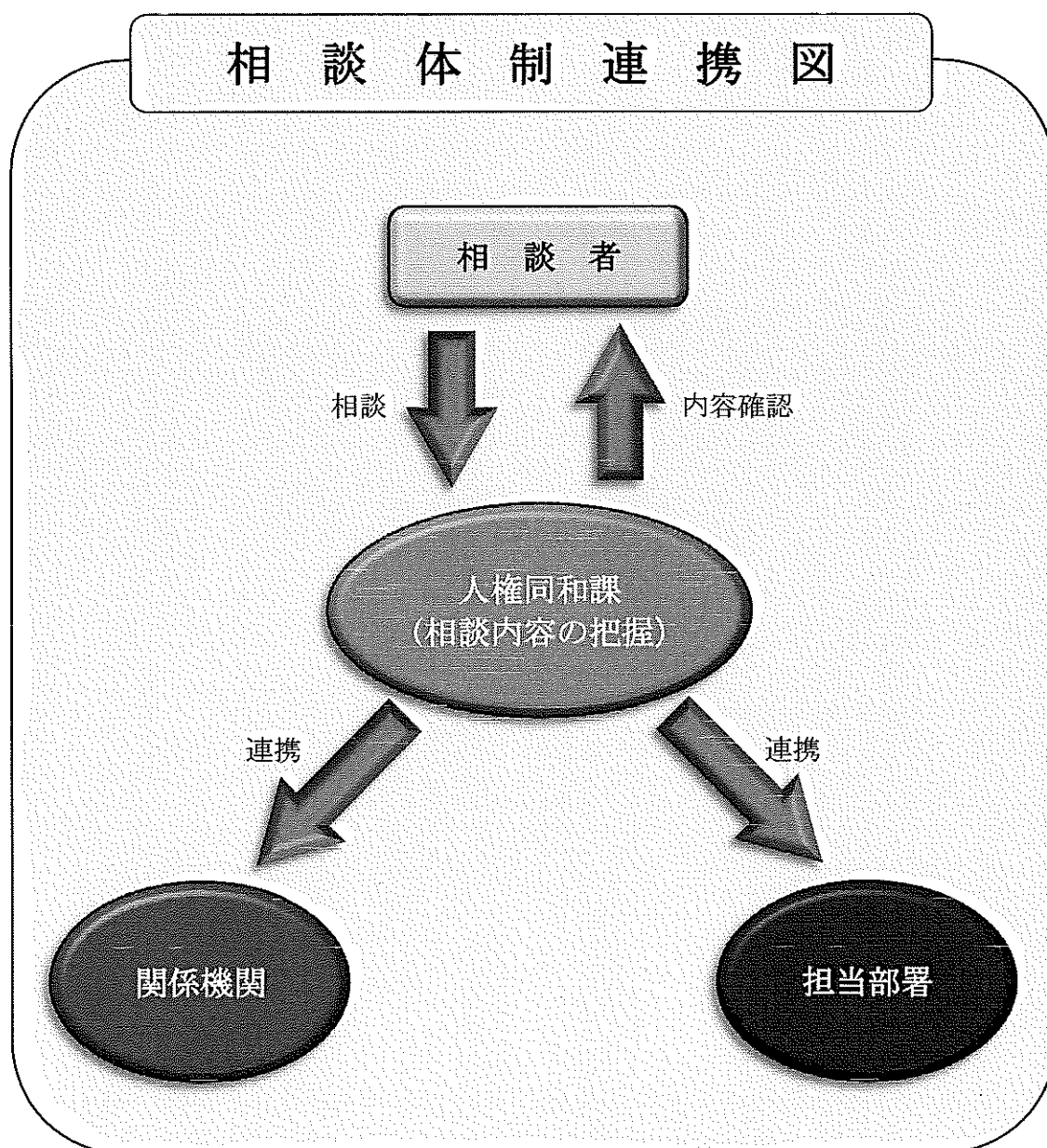


3 人権相談体制の充実

市民意識調査では、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した30.0%のうち、「誰に相談したか」の質問に対する回答は、「人権相談所」等の相談施設よりも、「自分で処理（解決）した」、「何もしなかった」が圧倒的に多い現状となっています。

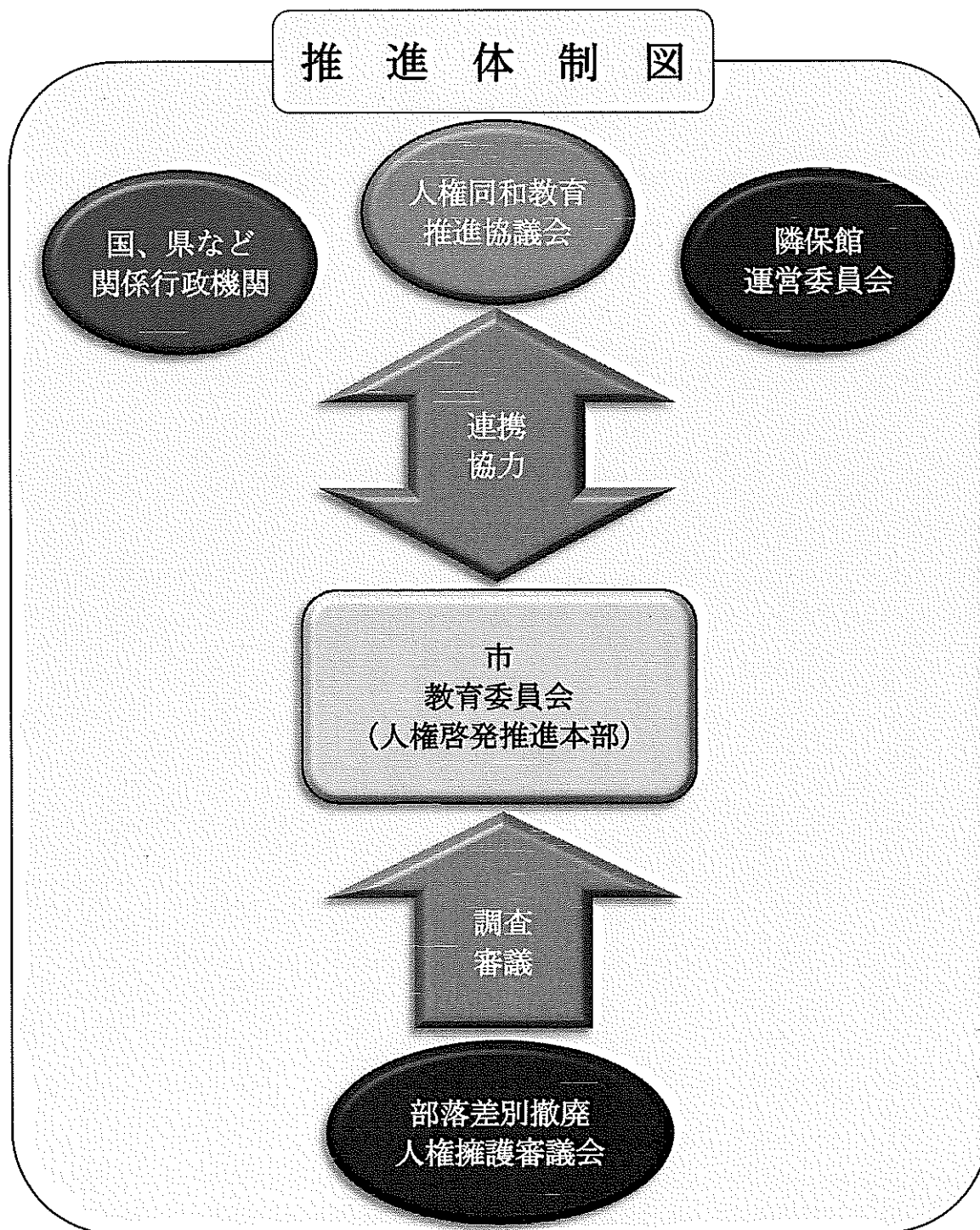
このような状況から、身近な市民生活における人権侵害に対する人権相談体制の充実が必要です。

各隣保館における人権相談や人権擁護委員による人権相談所など、各専門機関と連携を図り、人権相談体制の充実を図ります。



4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する 総合計画の推進体制の強化

佐久市では、全庁的な推進体制を充実し、市民の皆さんや関係機関、推進団体の協力・連携により、総合的かつ計画的にあらゆる差別の解消を図り、人権を尊重する明るいまちづくりを推進します。



○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例第8条に基づき、「佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会」が設置されています。

あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議します。

○佐久市人権啓発推進本部

佐久市人権啓発推進本部設置規程に基づき、「佐久市人権啓発推進本部」が設置されています。

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例及び佐久市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画に係る関係各部課等の相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。

○佐久市人権同和教育推進協議会

佐久市人権同和教育推進協議会要綱に基づき、「佐久市人権同和教育推進協議会」が設置されています。

佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりの推進を図ります。

○佐久市隣保館運営委員会

佐久市隣保館条例第8条に基づき、「隣保館運営委員会」が設置されています。

○国、県など関係行政機関との連携

国、県や近隣市町村との連携を図り、情報収集と提供を行い、各種事業を推進します。

○人権擁護推進関係団体

市内の人権擁護推進団体と協力・連携し推進体制を充実するとともに、地域全体の人権意識の高揚と人権擁護の推進を図ります。

5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する 総合計画の期間内達成目標

部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指す取組の目標として、達成目標を設定します。

(必要に応じ随時目標設定する)

項 目		施策内容・数値目標
第2章 分野別人権問題	同和問題に関すること	隣保館事業 延参加者数：5,700人
	障がい者の人権に関すること	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 延参加者数：400人
	高齢者の人権に関すること	認知症講演会 延参加者数：180人
		認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成者 延受講者数：1,000人
		高齢者大学・大学院の開催 参加者数：150人
	女性の人権に関すること	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 (27年度市民フォーラム調査) 72% → 85%
外国人の人権に関すること	国際交流フェスティバル in 佐久 参加者数：3,000人	
	国際交流サロン 延参加者数：340人	
第3章 人権同和教育・啓発の推進	就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数：11,600人
		人権の花運動（市内小学校） 実施校数：3校（毎年）

資 料

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

佐久市隣保館条例

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

諮 問

答 申

佐久市人権啓発推進本部設置規程

佐久市人権同和教育推進協議会要綱

部落解放都市宣言

日本国憲法（抜粋）

世界人権宣言

○佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 99 号

(目的)

第 1 条 この条例は、国民にすべての基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の趣旨を基本理念とし、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって平和で差別のない明るい佐久市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第 4 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 5 条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の向上を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、施策を効果的に推進するため、国及び県並びに関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議する機関として、佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成 7 年佐久市条例第 21 号）、臼田町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成 6 年臼田町条例第 24 号）、浅科村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成 6 年浅科村条例第 19 号）又は望月町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成 7 年望月町条例第 13 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐久市隣保館条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 100 号

佐久市隣保館条例

(設置)

第 1 条 地域社会の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 11 号の規定に基づき、佐久市隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐久市中央隣保館	佐久市瀬戸1177番地 2
臼田人権文化センター	佐久市臼田89番地 3
浅科人権文化センター	佐久市甲14番地 2
望月人権文化センター	佐久市望月471番地12

(休館日)

第 3 条 隣保館の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第 4 条 隣保館の使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市

長は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(事業)

第 5 条 隣保館は、次の事業を行うものとする。

(1) 基本事業

- ア 社会調査及び研究事業
- イ 相談事業
- ウ 啓発・広報活動事業
- エ 地域交流事業
- オ 周辺地域巡回事業

カ 地域福祉事業

キ アからカまでに掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 特別事業

ア 隣保館デイサービス事業

イ 地域交流促進事業

ウ 継続的相談援助事業

エ 広域隣保活動事業

2 特別事業は、地域の実情に応じて行うものとし、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(職員)

第6条 隣保館に館長及び指導職員を置くとともに、必要に応じてその他の職員を置く。

(運営委員会)

第7条 隣保館事業を円滑かつ適切に運営するため、各隣保館に隣保館運営委員会を置く。

(使用の許可等)

第8条 佐久市中央隣保館又は望月人権文化センター（以下「利用館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 使用の目的が隣保館の設置の趣旨に反するとき。
- (2) 営利を目的とする販売、宣伝その他の行為を伴うとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用に係る目的以外に使用した場合
- (2) 使用許可の条件に違反した場合
- (3) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 10 条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用館の使用料の額は、別表のとおりとし、使用の許可の際又は使用後に徴収する。

(使用料の減額又は免除)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会福祉関係の団体が使用する場合
- (2) 社会教育関係の団体又は人権・文化団体が使用する場合
- (3) 公益上必要と認める機関又は団体が使用する場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

(特別の設備)

第 12 条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、利用館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第 14 条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第 9 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 15 条 故意又は過失により隣保館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例（昭和 55 年 佐久市条例第 13 号）、浅科村隣保館設置条例（平成 8 年浅科村条例第 8 号）又は望月町隣保館の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年望月町条例第 8 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成 17 年佐久市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

別表（第 10 条関係）

区分		使用料 （1 時間につき）
佐久市中央隣保館	大会議室	700円
	会議室	200円
	生活改善室	300円
	調理講習室	400円
望月人権文化センター	相談室	200円
	教養娯楽室	200円
	生活改善室	300円
	会議室 1	300円
	会議室 2	200円

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成 17 年 4 月 1 日規則第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成 17 年佐久市条例第 99 号）第 8 条に規定する佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 各種団体代表者

(2) 識見を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成 7 年佐久市規則第 12 号）、臼田町部落差別撤廃人権擁護審議会設置規則（平成 6 年臼田町規則第 12 号）、浅科村部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成 7 年浅科村規則第 1 号）又は望月町差別撤廃人権擁護審議会条例（平成 10 年望月町条例第 18 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

(敬称略)

審 議 会 名 簿

(後日)

諮 問

諮 問 内 容

(後日)

答 申

答 申 内 容

(後日)

答 申 内 容

(後日)

○佐久市人権啓発推進本部設置規程

平成 17 年 4 月 1 日訓令第 34 号

(設置)

第 1 条 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成 17 年佐久市条例第 99 号）及び佐久市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画に係る関係各部課等の相互の緊密な連帯及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図るため、佐久市人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長、常任本部員及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民健康部長をもって充てる。
- 4 常任本部員は、部長等の職にある者のうちから市長が任命する。
- 5 本部員は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

(本部長等の職務)

第 3 条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第 5 条 本部に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。

- 2 常任幹事は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事等は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 5 本部員の会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって幹事会議を行う。
- 6 幹事等は、各部等における人権教育及び啓発活動を行うものとする。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、市民健康部人権同和課において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第13号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日訓令第8号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日訓令第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

○佐久市人権同和教育推進協議会要綱

平成 17 年 4 月 1 日教育委員会告示第 11 号

(設置)

第 1 条 佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

- (1) 人権同和教育の総合的推進に関すること。
- (2) 人権同和教育の連絡調整に関すること。
- (3) 人権同和教育の研修・啓発に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関及びその関係団体の代表者
- (2) 行政機関及びその関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委告示第7号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

部 落 解 放 都 市 宣 言

すべての人びとの人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、市民すべての願いであります。

しかしながら、今なお部落差別をはじめ、人権が侵害される差別や偏見が存在しています。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決することは、私たち市民に課せられた責務であります。

すべての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため、ここに佐久市を「部落解放都市」とすることを宣言します。

平成 18 年 3 月 23 日

佐 久 市

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

<前文中段>

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国

から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第 26 条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

1948年12月10日

国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自

由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴迫を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又

は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含

む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

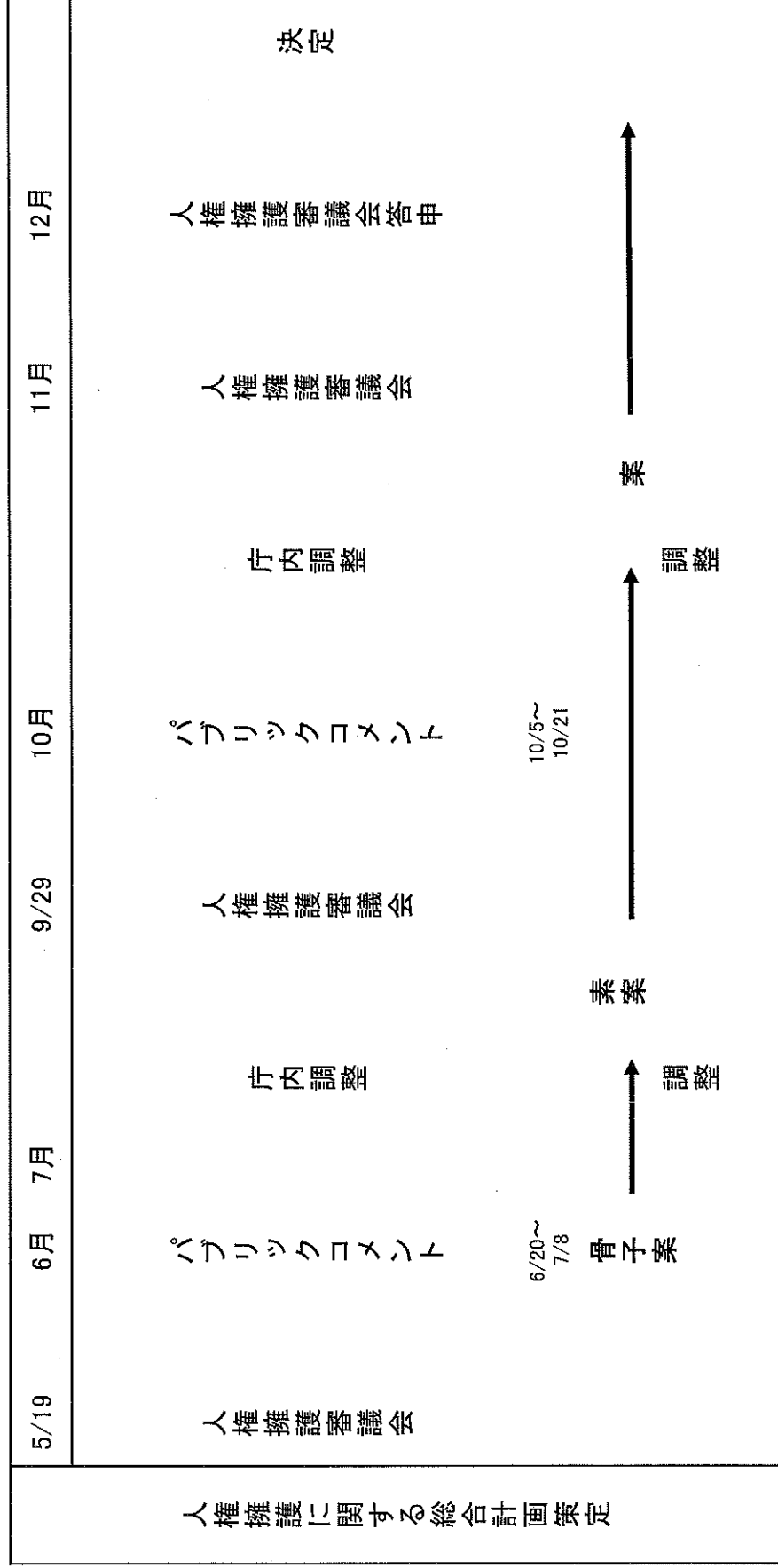
第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 概要

- 計画策定の趣旨
市民意識調査からの課題を踏まえて、部落差別を始め、あらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを推進するための指針とする。
- 計画の位置づけ
「日本国憲法」及び「世界人権宣言」の理念を踏まえ、「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」第4条に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権擁護等の施策推進に関する基本的な施策を定めるものとする。
- 計画期間
平成29年度～平成33年度

■ 市民意識調査結果から（現状）	■ 課題
1 「人権問題」の関心度について 多くの人権問題について、関心度が平成22年度調査より増加し、人権意識の高揚が伺える。 2 同和問題について 関心がある人権問題として、同和問題に対する関心が低下する中、市民意識調査や同和地区生活実態調査では、解消されていないこととして「結婚で周囲が反対すること」が最も高く、また、「同和地区出身の人との結婚に反対されたら」の問いに対し、積極的な回答が増加していないことから、「結婚問題」が根強く差別意識が残っている。 3 インターネットによる人権侵害に関すること 「ここ1、2年の間で、インターネットを悪用した人権侵害事例を、見聞きしたことがありますか」の問いに、各人権問題に対する「誹謗(ひぼう)・中傷する表現の掲示」が増加し、子どもの人権が尊重されている社会だと「思わない」理由としても「インターネットを使ってのいじめ」が増加していることから、インターネットによる人権侵害は、各人権問題に共通した問題となっている。 4 人権尊重社会の実現について 今後の人権教育・啓発のあり方について、「どのようにしても人権侵害はなくなる」、「そっとしておけば差別は自然になくなる」といった人権教育・啓発活動に否定的な回答がある中で、特に「どのようにしても人権侵害はなくなる」の回答が26.1%と、前回調査より8.3ポイント増え、人権教育の難しさが表れる結果となった。	1 同和問題を始め、あらゆる差別問題は、今も存在している状況であり、人権教育・啓発活動に否定的な考え方もある中で、なお一層の人権教育・啓発活動の充実により、人権尊重のまちづくりを進めていく必要がある。 2 インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さからインターネットを使いたいじめや、人権侵害が問題となっており、人権尊重の立場に立ったインターネット利用を啓発していく必要がある。 3 あらゆる場面での人権同和教育の学習機会を設けることが重要であるため、学校・企業だけでなく、地域ごとの人権課題を把握し、引き続き、あらゆる人権問題について学べる、実践的な人権教育・啓発活動を進めながら、意識の変革を行っていくことが必要である。

◆ 人権意識の高揚、人権教育の推進	◆ 主な施策
1 就学前における人権同和教育	1 保育所・幼稚園においては、保護者等を対象に、人権同和問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図る。 2 家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」を育てる。 【就学前人権同和教育研修会】
2 学校における人権同和教育	1 人権同和教育の効果が一時的なものとならないように、児童生徒の状況を把握しながら、全ての学校教育活動を通じた指導や副読本の継続的な活用を推進する。 2 教職員においては、社会的立場を自覚し、人権同和問題を自らの課題として捉え、人権同和問題に対しての認識を深め、指導力や資質の向上に努める。 3 人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修機会を拡充するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発活動を推進する。 【人権同和教育推進事業】 【人権同和教育研究委員会事業】 【教職員人権同和教育研修会】 【新任・転入教職員人権同和研修会】 【PTA人権同和教育研修事業】
3 企業における人権同和教育	1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取り組みを促進する。 2 人権啓発資料の配布やビデオ等の貸出しによる啓発活動の充実を図る。 3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権教育・啓発活動の推進を図る。 【企業人権同和教育推進事業】
4 地域における人権同和教育	1 市民一人ひとりが人権同和問題を正しく理解するため、人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図る。 2 人権週間の取り組みをはじめ、様々な人権に関わる知識や情報の周知に努める。 3 人権侵害は正しい学習と理解により、無くすことが出来ることを自覚し、人権侵害を無くしていくための学習機会を提供します。 【人権同和教育講座】 【巡回研修事業】

第三次人権擁護に関する総合計画策定スケジュール



第 20 回「いのちの駅伝」実施計画

1 趣 旨

解放子ども会員が「いじめ」や「差別」を許さないという強い決意をするとともに、賛同者の協力を得て、望月地域内をタスキをつなぎながら走ることににより、仲間同士の連帯意識を高めます。さらに、住民のみなさんに「いのち」の大切さを訴え、ともに手をたずさえ「いじめ」や「差別」のないまちづくりに取り組むことを呼びかけます。

2 主 催 佐久市、佐久市教育委員会、望月解放子ども会、部落解放同盟佐久市協議会

3 後 援 人権 NPO ゆめ工房

4 日 時

10 月 16 日 (日) 8:40 ~12:30 (予定)

◎望月人権文化センター集合 8:40 (誘導、伴走関係者打合せ 8:40~)

◎はじめの会 【望月人権文化センター】 9:00~

◎望月人権センターから望月小学校へ出発 9:20 (バスで移動)

◎いのちの駅伝 望月小学校→望月中学校→望月高校→望月人権文化センター

◎まとめの会 【望月人権文化センター】 11:30~

◎とん汁を頂く 【望月人権文化センター】 11:50~

◎解散 【望月人権文化センター】 12:30

※ 小雨が降っていても走ります。大雨の場合も中止せず、車に分乗して小・中・高校にメッセージを届けます。

5 コース

望月小学校着 9:30 → 望月中学校着 10:00 → 望月高校着 10:55 → 望月人権文化センター着 11:30

6 内 容

(1) 参加者

望月解放子ども会会員及び趣旨に賛同する児童及び生徒。

(2) 各学校にメッセージを届け、解放子ども会との交流の場を設けます。

※ メッセージを届ける場所は、望月小学校、望月中学校、望月高等学校、望月人権文化センター。

※ 当日は、各学校等で解放子ども会会員がメッセージを渡します。各学校はメッセージ伝達式及びメッセージの受け入れをします。

※ 後日、市内の小中学校へもメッセージを届けます。

(3) 市長・小中校長会理事長へのメッセージについて

望月高校を出発し、全員一緒に望月人権文化センターまで走ります。

11:30「まとめの会」で解放子ども会が市長と小中校長会理事長へ、望月高校生徒会が市長へそれぞれメッセージを読んで渡します。(望月人権文化センターにて)

(4) 解散について

「まとめの会」終了後、望月人権文化センターでとん汁を食べて解散です。

(12:30 終了予定)

(5) 伴走について

※ 先導車1台(公用車) 後走車1台(公用車)

※ 先導車はメッセージを流しながら先頭を走ります。

※ 走者は、先導車の後でタスキをかけ、横に広がらないように2列で走ります。

(6) 交通整理について

誘導係を配置し、安全確保を要する交差点等に先回りして走者の誘導をします。

7 当日の打合せ会

(1) 10月16日(日) 8:40～ 8:55 望月人権文化センターで打合せ会を行います。

※ 関係者、指導委員会委員(学校の先生は除く)は、8:40 望月人権文化センターに集合。

(2) 打合せ内容は①日程(コースの説明) ②役割分担 ③安全体制の確認 等です。

8 協力要請

(1) 望月小・中学校の先生、望月高校の先生、部落解放同盟佐久市協議会の皆様に当日のスタッフとしての参加・協力をお願いします。

(2) 部落解放同盟佐久市協議会と保護者会の方々にとん汁作りについて協力をお願いします。

9 その他

(1) 緊急時の対応

人権同和課職員及び主任指導員は携帯電話を持って万一の事態に備えます。

※ 「けが」の場合は、川西赤十字病院、保護者へ連絡します。

※ 「事故」の場合は望月警部交番、川西消防署、川西赤十字病院、保護者へ連絡します。

※ 佐久警察署長に事前に道路使用許可申請書を提出します。

総括連絡	望月人権文化センター	0267-51-1135
	(三浦人権同和課長)	090-4383-5265
⇒ 川西赤十字病院		0267-53-3011
⇒ 望月警部交番		0267-53-0110
⇒ 川西消防署		0267-53-0119

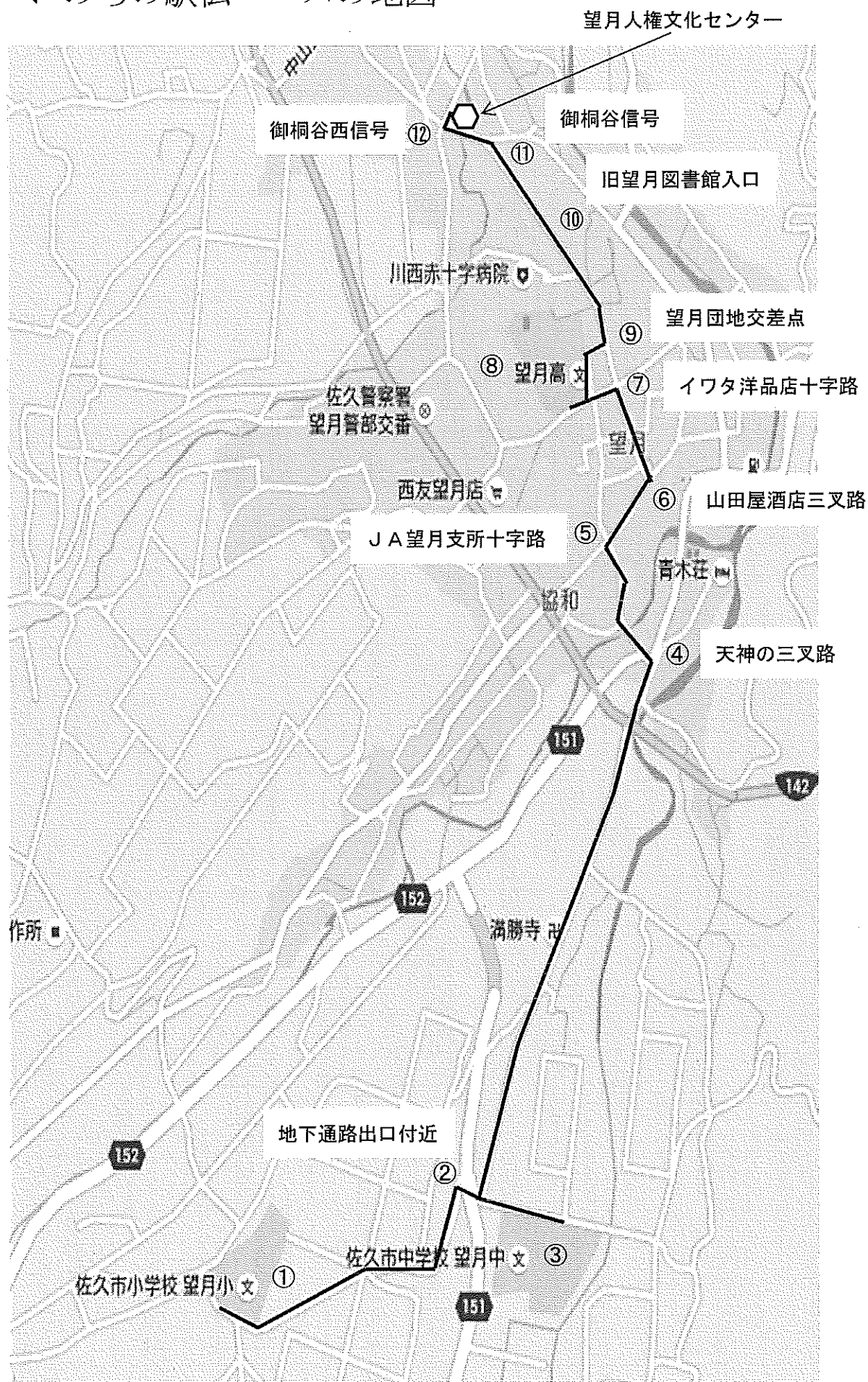
(2) 保険関係

解放子ども会会員は子ども会活動の保険が適用されます。

参加の小・中・高校生、市協会員は、事前に「一日保険」に加入します。

(3) 駐車場は、佐久良公園も使用できます。(路上駐車は禁止です)

いのちの駅伝コースの地図





人権・男女共生 フェスティバル



ひとひと
～女と男 共につくりよう 人権尊重のまち～



演題

「人権と安全」
～人を愛した歴史上の人々～

講師

いち りゅう さい てい か
一龍斎 貞花さん
(講談師・保護司)

とき

平成28年11/23 水祝

ところ

佐久市交流文化館浅科
〒384-2106佐久市八幡229

入場
無料
手話通訳
要約筆記
あり

昭和14年愛知県生まれ。

昭和43年、29歳の時にサラリーマンより転身。六代目一龍斎貞丈に入
門し貞正を名乗る。

昭和51年、五代目一龍斎貞花を襲名し真打に昇進する。

講談協会常任理事、日本芸能実演家団体協議会常任理事、日本演芸家

連合常任理事、東京成徳大学客員教授、仏教三宗派遣講師などを歴任。
保護司としても活動し、平成16年には、保護司活動の功績で瀬戸山賞
受賞。平成18年には更生保護東京保護観察協会功労賞、平成27年に法
務大臣賞を受賞した。

講談CDに「更生保護の父 金原明善物語」などがある。

10:00～ 【展示】

隣保館各種教室生の作品展示

13:00～ 【オープニングアトラクション】

男女共生朗読劇、手話歌・手話ダンス、
男沢中学校合唱部『希望』ビデオレター

13:40～ 【開会行事】【表彰】

表彰式
人権啓発標語優秀賞 受賞者表彰

14:10～ 【講演】

「人権と安全」～人を愛した歴史上の人々～
講師 一龍斎 貞花さん
(15:40終了予定)

会場案内図



主催：佐久市・佐久市教育委員会・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会

共催：佐久市男女共生ネットワーク

後援：佐久市議会更生保護を考える議員連盟

お問い合わせ

佐久市役所 市民健康部 人権同和課
TEL.0267-62-3135

***** 2周年記念講演 *****

SAKU未来100人会議

「ともに」作る 地域・社会
～超少子高齢化社会の中で～

入場無料

11月3日(祝日) 13時45分～15時(開場13時)

佐久平交流センター 大ホール

講師 小宮山 洋子氏

1972年 成城大学文芸学部国文科卒業
1972～1998年 NHKでアナウンサー・解説委員
1998～2012年 参議院議員(1期)・衆議院議員(4期)
2010～2012年 厚生労働副大臣・厚生労働大臣・
内閣府特命担当大臣(少子化対策)
2013年～ ジャーナリスト

主な著書 「厚生労働大臣・副大臣724日」
「私の政治の歩き方①～③」ともに八月書館他



年金

子育て

高齢者

介護

身近な地域の未来を、みんなで考え動きだしませんか？

問い合わせ

SAKU未来100人会議事務局

佐久市取出町183(佐久市市民活動サポートセンター内)

TEL:0267-64-6362/FAX:0267-64-6363

E-mail: sakusapo@sakunet.ne.jp

Facebook: SAKU未来100人会議

主催

SAKU未来100人会議実行委員会(佐久市市民活動サポートセンター内)

SAKU 未来 100 人会議って？



今、身近な地域ではどんなことが問題になっているのか？

近い将来に向けた課題は何か？その問題や課題に対して何が必要なのか、

具体的にどんなことをしたら良いのかを話し合い、実際に行動（活動）をしていこう！

自分たちのまちは自分たちで豊かに、住みやすくしていこうという会議です。

行政とは別に、市民の皆様による実行委員会形式で行ない、サポートセンターは事務局をしています。

実際に SAKU 未来 100 人会議で話し合い、活動しているチームの紹介

医療・福祉チーム



私たちの「思い」は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりです。

この「思い」の実現に向けて、医療・介護・福祉の学習を通して、知識を共有し、みんなで活動していきましょう。

佐久＊子育てわくわく団



さく＊こども食堂 年6回（奇数月第4土曜）開催中

おにいさん（おねえさん）と遊び、地元の食材を使った栄養ある温かいご飯をみんなで食べよう！「ご飯食べていきな！」と言ってくれる近所のおばちゃんちみたいな、気軽に行ける、「心」と「体」が元気になる居場所を目指します。

協働の地域づくりチーム



地域の人と人とのコミュニケーションを復活し、協働で生きる喜びや感動を得られる居場所づくりをしていこう！

今後、具体的に居場所づくりの取り組みを行なっている団体代表の学習会を開催し、居場所づくりを支援・コーディネートしていきたい。

環境・農業チーム



今後、佐久における農業と取り巻く環境について、知識の共有を深めていきたい。

NEW アイディアチーム



佐久の「まちファン」を増やして、元気な「まち」づくりをしよう！というチームです。地元目線・移住目線・観光目線で意見交換しながら「まち」を再発見しましょう！

情報チーム



OSAKU 未来 100 人会議内でコラボを生み出す
○コワーキングスペース iitoco!! 猿久保に OPEN！
○情報発信していく

☆桜を植えよう“桜プロジェクト”も進行中



★★★問合せ★★★

SAKU 未来 100 人会議 事務局

佐久市取出町 183（佐久市市民活動サポートセンター内）

TEL：0267-64-6362/FAX：0267-64-6363

Facebook：SAKU 未来 100 人会議 [検索](#)

詳しくは、Facebook で
ご紹介しています！見てね～

